

行政常任委員会会議録

平成 29 年 3 月 7 日（火曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 平成 28 年中における火災、救急救助等の出動状況について

2 教育委員会

- (1) 指定管理者の指定（ゆうばり文化スポーツセンター外 2 施設）について
- (2) 指定管理者の指定（夕張市民健康会館）について
- (3) 地域おこし協力隊員の採用について
- (4) 平成 29 年度夕張市石炭博物館の営業日について

3 建設農林課

- (1) 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について
- (2) 指定管理者の指定について（農業研修センター）
- (3) 夕張市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

4 保健福祉課

- (1) 指定管理者の指定について
- (2) 夕張市立診療所等に係る今後のスケジュール等について
- (3) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (4) 夕張市介護給付費準備基金条例の一部改正について
- (5) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

5 市民課

- (1) 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
- (2) 指定管理者の指定について
- (3) 楓公衆便所の閉鎖について

6 まちづくり企画室

- (1) 地域公共交通について
- (2) 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- (3) 幸福の黄色いハンカチ基金助成事業の見直しについて
- (4) 夕張市観光施設設置条例の一部改正について

- (5) 幸福の黄色いハンカチ広場について
 - (6) 地域おこし協力隊員の採用について
 - 7 財務課
 - (1) 夕張市特別会計条例の一部改正について
 - (2) 夕張市税条例等の一部改正について
 - 8 上下水道課
 - (1) 夕張市下水道事業経営戦略策定について
 - 9 総務課
 - (1) 夕張市特別職給与条例の一部改正について
 - (2) 夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について
 - (3) 夕張市職員給与条例の一部改正について
 - (4) 退職手当支給条例の一部改正について
 - (5) 夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
-

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして皆さんにお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、ご利用はお控えください。

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、室長、

課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、建設農林課、保健福祉課、市民課、まちづくり企画室、財務課、上下水道課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、初めに消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 平成 28 年中における火災、救急救助等の出動状況について

(消防署長)

それでは、平成 28 年中に発生した火災、救急救助の出動状況を報告いたします。

資料 1 の 1 をご覧ください。

資料の網がけ部分が平成 28 年の状況です。火災の発生件数ですけれども 5 件ありまして、そのうち建物火災が 4 件、車両火災が 1 件となっております。建物火災 4 件のうち、部分焼が 2 件、ぼやが 2 件となっております。り災世帯が 4 世帯、り災人員は 5 人でした。死傷者、負傷者は発生しておりません。焼損表面積に以下につきましては、表記のとおりです。火災についての報告は以上です。

続きまして、救急救助等の出動についてご報告いたします。

資料 1 の 2 をご覧ください。

まず緊急ですけれども、上が表となります。平成 28 年中に出動した件数は、556 件で、搬送人員は 507 人となっております。前年と比較すると件数で 2 件、搬送人員で 21 人の増加となっております。また、出動件数 556 件のうち 320 件が市外搬送となっております。出動件数及び搬送人員で最も多かったのが、事故種別で見ますと、急病が 343 件、311 人、続いて一般負傷 87 件、82 人となっております。傷病程度別で見ますと、死亡が 13 人、重傷が 94 人、中等症が 210 人、軽傷が 190 人となっております。前年と比較すると中等症が増加しました。

続きまして中段の表です。救助出動状況を報告しています。件数が 6 件、搬送人員が 7 人となっております。内訳は、交通事故が 3 件、水難事故が 1 件、その他の事故が 2 件となっております。

続きまして下段の表です。ドクターヘリの出動状況です。要請件数が29件、搬送人員が12名となっております。前年と比較すると、それぞれ5件、5人の増加となっております。なお、ドクターヘリでの件数が17件となりますが、最も多かったのが天候不良によるフライト不可、これが10件、続いてフライトドクターの判断によってヘリ搬送が必要ない、救急車の輸送でオーケーというものが4件となっております。

消防課の報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 指定管理者の指定（ゆうばり文化スポーツセンター外2施設）について
2. 指定管理者の指定（夕張市民健康会館）について
3. 地域おこし協力隊員の採用について
4. 平成29年度夕張市石炭博物館の営業日について

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

教育委員会からは、そこにお示しのとおり四つの項目について担当課長よりご説明をさせていただきます。

(教育課長)

教育委員会よりご報告いたします。

1 ページ、資料1をご覧ください。「ゆうばり文化スポーツセンター」「夕張市平和運動公園」「夕張市清水沢プール」につきまして、夕張市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第1項第6号により、公募によらない方法により指定し、2月20日に開催されました選定委員会において特定非営利活動法人夕張市体育協会を指定管理者候補者として選定いたしました。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間。

選定理由は、事業計画書において施設の管理にかかわる基本方針、事業目

標などから、施設の効率的かつ効果的な運営が見込まれ、さらに、これまで市内における活動実績や他地域への視察等による新規事業導入に向けた取り組みが、これからの夕張市の体育施設には必要不可欠な事業であると評価をされたところでございます。

今回の指定管理制度の運用は、サービス向上、経費節減にとどまらず、夕張市の重要施策への取り組み状況と体育施設のさらなる効率的かつ効果的な活用に対する取り組みを勘案し、さらに指定管理者のインセンティブ付与の方法として利用料金制度を導入し、さまざまな取り組みを行うことによる利用者数及び利用料金の増があった場合においても、指定管理者の収入とし、委託料の精算は行わないこととし、指定管理者のモチベーションの向上を目的としたところであります。

続きまして2ページ、資料2をご覧ください。

「夕張市民健康会館」につきまして、夕張市の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第1項第2号により、公募によらない方法で、市民健康会館運営委員会を指定管理者候補者として選定いたしました。

指定期間は、施設の老朽化などにより、市民健康会館運営委員会と協議の結果、平成28年度に引き続き1年更新とし、当面、平成29年4月1日から1年間と考えております。

なお、ただいまご説明いたしました2件の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要となりますことから、第1回定例審議会へ上程しようとするものでありますので、含みをお願いします。

続きまして3ページ、資料3をご覧ください。

平成29年度教育課における地域おこし協力隊員の採用についてご報告いたします。

平成28年度現在、教育課における地域おこし協力隊は、石炭博物館再生のためとして2名、子ども・子育て支援として1名、NPO夕張市体育協会支援のためとして2名の計5名でございますが、体育協会支援の2名が今年度末をもって協力隊を更新しない旨の意向があること、また子どもの居場所づくり、高校の魅力化をさらに充実、促進させることを目的として、子ども・子育て支援としてもう1名追加採用し、体育協会支援とあわせて計3名の募集を2月3日から17日まで行ったところでございます。

2の活動内容をご覧ください。

AからCまでの三つのシーンに分かれておりますが、Aの観光促進支援につきましては、後ほど、まちづくり企画室から説明がありますので、B及び

Cの教育課関係部分について報告させていただきます。

活動内容についてであります。Bの子ども・子育て支援につきましては、①から③の業務、Cの体育協会支援は①から③の業務で募集したところであり、あります。

募集の結果でございますが、子ども・子育て支援に1名、体育協会支援に1名の応募があり、昨日3月6日に面接を行い、現在、合否判定も含めた事務的な作業を進めているところであります。

なお、Cの体育協会支援につきましては、2名募集のところ1名の応募しかなかったことから、継続して募集していきたいというふうに考えております。

続きまして5ページ、資料4をご覧ください。

平成29年度石炭博物館の営業についてご報告いたします。

平成28年度は模擬坑道の大規模改修を行い、2月27日に施工業者からの引き渡しを受け、無事完了したところであります。平成29年度は石炭博物館本館の大規模改修を予定しており、模擬坑道のみ見学可能となります。

来年度の石炭博物館の営業日は資料4のカレンダーで編みかけになっているところが営業する日としております。平成28年度の来場者状況と来館者等からのご意見を勘案しながら、さらに平成30年度からの全館オープンも鑑み、基本的に月曜日と火曜日を定休日とし、4月29日から11月5日までの営業としております。ゴールデンウィーク期間中は、毎日オープンとし、11月6日から来年の3月31日までは冬期休業日としております。

教育課からの報告は以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

資料2の健康会館の指定管理者の指定について伺いたいと思います。

先ほど、指定期間を決める際に、管理候補者と協議の上、施設の老朽化を要因として1年としたというご説明がありましたが、昨年も私自身が使わせていただいたことがあるのですが、壁に大きな穴が空いていて、大きなと言いますか、鳥が入ってきたのです、体育館の中に。そのように、やはり老朽化が進んでいるなということは体感をしているところなのですが、そういった老朽化対策については、指定管理予定者とはどのような話し合いになってますでしょうか。

(教育課長)

平成27年度末の時点で、健康会館の老朽化に伴って健康会館を指定管理す

ることについて継続するか否か、市としては継続できないという、老朽化の関係からできないという判断をしたのですが、運営委員会のほうからの強い希望で、1年更新でもいいのでやらせてほしいというご意向があつて、ただし市としては改修にかかる経費というのはなかなか予算措置することが厳しいですという条件を付して、それでもいいというところで、実際に健康会館の雨漏り等もあったというふうに聞いておりました、それも運営委員会の方々が自力で修繕をして直していただいたということも聞いております。

なので、現在としては、健康会館の修繕についての予算措置というのは、今現在は行っていないところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

確かに雨漏りもあったのですけれども、もう既に、では改修は済んでいるということでもよろしいでしょうか。

(教育課長)

私が聞いている範囲では、雨漏りはよく原因はわからなかったのですが、いろいろと手を講じているうちに、今のところは止まったというふうな報告は聞いております。

(本田委員)

わかりました。

続けて別件よろしいでしょうか。

資料3の地域おこし協力隊の募集の状況について、先ほど報告がありました。CのNPO体育協会支援の2名のうち、1名は面接も済んだということでしたが、足りない1名分については継続で募集をかけているということでしたが、指定管理NPO法人体育協会が文化スポーツセンター等の運営を春から任せてもらってやっていくということで、そこに2名の地域おこし協力隊を充てるということで、恐らく体育協会のほうもあてにしていたかと思うのですが、この不足分についての手当てというのはどのようにお考えでしょうか。

(教育課長)

今現在、その不足分についての手当てということは、直接的には難しいと思いますが、今、教育委員会の中で子ども・子育て支援として1名在籍しておりまして、追加で今もう1名採用する予定でおりますが、その2名を体育館内に配置して可能な限り、そちらのほうのお手伝いもできればなというふうに考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ確認でお聞かせをいただきたいと思えますけれども、まず資料 1 の指定管理者の指定についてであります。9月20日に選定委員会が終わられたということで、それぞれ選定理由ということで先ほど説明ありました。その部分について、まず事業の目標、また新規事業を導入してと、そういう部分が今後、これからの指定管理において必要なことだろうという部分で判断をされたと思うのですけれども、事業目標などの重きを置く部分、これらについてどのようなことが、そういうわけで重要視されたのかという部分についてお知らせをいただければなと思えます。

(教育課長)

体育協会のほうから出されました事業計画の中で、平成28年度から地域おこし協力隊も含めた道内各地への新しいスポーツ、お子様からお年寄りまで、新しいスポーツの視察に全道数十箇所回ってまいりました。それを夕張市で夕張市の子どもたち、もしくはお年寄りの方に提供できるもの等と、何ができるのかというところもご検討されていますし、夕張市は文化・スポーツ・交流のまち、もしくは合宿の里夕張として定着していることから、それもさらにフットワークをよくしてサービス提供し、交流人口の増加ですとか、経済波及効果拡大を目標に努めてまいりますというところ、それと市の総合戦略に書かれている内容についても積極的に取り組んでいきますという記載があったことで、5名の選定委員の中で75点満点のところ60点の得点をいただいたところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

資料4の博物館の関係ですけれども、先ほど説明受けました。それで、今回は模擬坑道のみということでよろしいのですよね。それで、それぞれ開館時間等は条例等で定めてあると思うのですけれども、これらについても今までどおり変更がないのかと、また団体等がこれからそれらの施設を利用されるということで、それらも同じような今までの形と変更はないのか、この辺お伺いしたいと思います。

(教育課長)

開館時間につきましては、条例で定められているとおりの開館時間で行いたいと思っております。

それと、団体なのですが、28年度は基本的には団体の申し込みのあった日を受け入れ可能であれば受け入れという形を取っておりましたが、今年度は基本的には月曜日と火曜日を定休日としたいという意向と、あと団体のほうから申し込みがあった場合については、一応意向を伝えた上でそれでもどうしても行きたいということであれば、担当者も含めた対応が可能であれば受け入れるというような形で、あからさまに断るのではなく、可能であればというところで柔軟性を持たせて対応したいというふうには考えております。

(小林委員)

今後、それぞれホテルの関係の利用客の形も若干変わってくるのではないかなと想定されます。それらのニーズもこれから把握をされまして、それらに向けた、特に夕張の場合は文化、歴史の部分についても多分、興味を持たれている方については有効な施設になろうかと思っておりますので、その辺よろしく願います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で教育委員会を終わります。

【建設農林課】

1. 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について
2. 指定管理者の指定について（農業研修センター）
3. 夕張市農業委員会の委員の募集について

(大山委員長)

それでは次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課から今定例審議会付議案件でございます夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について及び農業研修センターの指定管理者の指定についての2案件と、農業委員会の委員の募集について、計3件報告いたします。

最初の夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正については私から、指定管理者の指定及び農業委員会の委員の募集については武藤主幹のほうから報告いたします。

最初に夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正であります、資料1をご覧ください。

1ですけれども、今回の条例の改正の内容についてであります、記載のとおり除却により管理戸数の整理を行うとともに、夕張警察署が栗山警察署に29年4月1日に統合されるということで、関係条文について文言の修正を行うというものでございます。

2の除却についてです。昨年の9月議会以降の管理戸数から表のとおり除却により、住宅種別ごとに管理戸数が減っております。公営住宅、改良住宅については、夕張市営住宅条例の別表1、2から該当住宅を削除、また夕張市賃貸住宅条例については、別表2から該当住宅を削除するものです。平成28年度除却した合計16棟72戸の住宅を条例から削除いたします。これにより、平成28年度末の市営住宅管理戸数は430棟339戸となるものです。

次に3の文言修正についてでございますが、夕張市営住宅条例において、入居しようとするものが暴力団員であるかどうかの意見を地元の警察署に聴取することを定めた関係条文の文言を修正するものです。

2ページ以降については、条例の新旧対照表を添付してありますのでご確認ください。

以上です。

(建設農林課主幹)

それでは、指定管理者の指定についてでございます。

夕張市農業研修センターの指定管理の指定についてご報告いたします。

夕張市農業研修センターは、さまざまな地域活動の拠点となる施設でございます。地域の町内会などで構成される夕張市農業研修センター運営委員会が指定管理者として平成19年4月1日より10年間にわたり施設を運営しているところでございますが、本年3月31日で指定管理機関が終わることから、夕張市農業研修センター運営委員会に指定管理の移行を確認したところ、指定管理を受けたい旨の要望がありましたので、政令等に定める手続きに従い、指定管理の候補者に選定いたしました。

平成29年第1回定例市議会に議案提案する予定でございます。

また、指定管理機関は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

なお、選定の経過、選定理由などにつきましては、お手元の資料2の記載のとおりでございます。

以上、夕張市農業研修センターの指定管理についての報告を終わります。

引き続き、夕張市農業委員会の委員の募集についてでございます。

夕張市農業委員会の委員の募集についての説明に先立ちまして、お詫び申し上げます。

昨年12月より農業委員会法の改正に伴う次期農業委員会の委員の選任に向けて、条例等の整備、その内容や日程等についてご報告申し上げ、議会との情報共有に努め、12月議会では条例制定の議決をいただきました。しかしながら、農業委員会の委員の選任等に向けた募集に際し、事前に議会へ報告すべきところでしたが、本日まで報告が遅れてしまいましたことをお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないよう業務に取り組んでまいり所存でございます。

続いて、報告に移らせていただきます。

農業委員会候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集についての報告でございます。募集の概要は資料3にまとめてございますので、ご覧ください。

まずは、募集人員は農業委員の定数7名、それから農地利用最適化推進委員の募集は定数の6名でございます。

募集期間は、3月1日水曜日から3月28日火曜日までの28日間で募集しておりますが、応募者が定数に満たない場合は期間を延長します。受付は平日の午前8時45分から午後5時30分の間です。

募集の周知は、3月号の広報ゆうばりや夕張市公式ホームページのほか、JA夕張市、夕張土地改良部などの農業関係団体へ文書を発出し、周知をお願いしております。

今後の日程でございますが、募集が定数以上の場合、農業委員候補者は4月の農業委員候補者評価委員会を経て、6月議会に議案提案し、議会の承認を受けた後、7月20日に市長の任命となる予定でございます。また、農地利用最適化推進委員候補者は、農業委員会が行う農地利用最適化推進委員選考委員会で選考された後、農業委員会総会を経て、7月20日に任命される予定の農業委員会で、同じ日に農業委員会の会長が委嘱する予定でございます。

任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3カ年でございます。

以上で、夕張市農業委員会の委員の募集についての報告を終わらせていただきます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【保健福祉課】

1. 指定管理者の指定について
2. 夕張市立診察所等に係る今後のスケジュール等について
3. 夕張市介護保険条例の一部改正について
4. 夕張市介護給付費準備基金条例の一部改正について
5. 夕張市立診察所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から5件ほど報告させていただきます。

式次第なのですが、全体の式次第では、順序が指定管理者の指定について5番目になっておりますが、ここで作成した資料1番目にしておりますので、その順番で説明ということによろしいでしょうか。

それでは、1番目の指定管理者の指定につきましては、生活福祉担当課の主幹でありますので、生活福祉課長のほうからご報告申し上げます。

(保健福祉課生活福祉課担当課長)

今般、本市若菜に設置の夕張市老人福祉会館の指定管理の期間が、本年3月31日をもって満了いたしますことから、引き続き管理、運営を指定管理により行うため、お配りしたプリントのとおり指定管理を行う候補者を選定いたしましたので、その概要についてご説明申し上げます。

まず、指定管理を行おうとする施設は夕張市老人福祉会館、指定管理の候補者は社会福祉法人夕張市社会福祉協議会、指定の期間については、平成29年4月1日からの5年間としております。

この指定管理者を選定した経過及び理由についてであります。夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条及び同条例施行規則の第5条の規定により公募によらないで指定管理者の候補者を選定し、

条例第 4 条に規定する選定の基準に照らし審査を行った結果、適当と認め、同法人を指定管理者の候補者としたところであります。

指定管理を非公募とした理由についてであります。※1 にありますとおり、当該施設は、地域の高齢者が気軽に集える場として、また地域福祉の拠点として利用されており、地域との結びつきが強いという施設であることや、候補者が社会福祉法に規定されている地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体ということもありまして、夕張市社会福祉協議会との連携がかかせないというところなどを踏まえて、公募によらないということとしたところであります。

また、選定審査結果についてであります。※2 にありますとおり、指定申請、それから同団体からのヒアリング等の内容について選定基準に照らし、審査を行った結果、施設の設置目的を十分に理解した事業計画となっていることなどを評価し、候補者として選定したということであります。

今後につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決を経た上で、この候補者を夕張市老人福祉会館の会務にする指定管理者として、指定してまいりたいというふうに考えておりますので、大山委員長はじめ委員の皆様には、引き続きご指導とご助言を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

(保健福祉課長)

引き続き、夕張市立診療所等に係る今後のスケジュール等につきまして、資料 2 をもって説明させていただきます。

市立診療所等の指定管理者の引き継ぎにつきましては、本年 4 月 1 日に変更となります。従来、医療法人財団・夕張希望の杜が指定管理を行っていたところでございますが、この 4 月 1 日から新たに札幌に本拠を置く医療法人社団・豊生会が 4 月 1 日より指定管理を開始することになります。

指定管理期間につきましては、10 年間ということで平成 39 年 3 月 31 日までとなっております。

この引き継ぎにおける職員の雇用等についてでございますが、引き続き雇用を希望する職員 74 名、全員につきまして継続雇用されることとなっております。ただ、継続雇用を希望しない方が 4 名ほどおられました。この 4 名については、准看護師等でございますが、進学や実家へ帰省するなど、いずれも個別の事由によるものと聞いております。

それに伴いまして職員体制でございますが、看護師体制が大幅に充実される見込みでございます。診療所看護師職員、看護職員 13 名のところ看護職員が 16 名ということで、看護体制が非常に厚くなるという状況でございます。

資料の訂正1点、よろしいでしょうか。

その他のところで、平成29年1月1日診療所のその他のところ、7名となっておりますが、これ9名に訂正願います。同じく、平成29年4月1日の予定、その他6名となっておりますが、これを8名に訂正いただければありがたいと思います。

この欠けていた2名につきましては、放射線技師と医療事務のクラーク、この2名でございます。

このような状況から、職員体制につきましては85名から88名という新たな豊生会の体制となるものでございます。

なお、退職者4名の補充を含め、本年2月から順次、職員を雇用していき、最終的に看護職員が3名増員となる見込みであります。

(2)診療体制でございますが、現在、総合診療科を中心に循環器内科、整形外科・リハビリテーション科、婦人科、歯科等を行っておりますが、4月1日より新たに札幌の社会医療法人であります耳鼻咽喉科麻生病院より医師の派遣を受け、毎週金曜日に外来の診察日を設けるものでございます。

このような体制から地域医療の確保については、さらに充実が図られるものと思っております。希望の杜で先進的に取り組んできました在宅医療の推進及び診療体制が充実するものでございます。

次、2番目、市立診療所等の移転改築についてでございます。その経過につきましては都度、行政常任委員会でも報告させていただいているとおり、平成23年から医療保健対策協議会での検討があり、今般、財政再生計画の変更として診療所の建設等については盛り込む予定でございます。

なお、建設時期につきましては、これは未定でございますが、一応、目途として平成34年度に向けたスケジュールを立てております。

次年度、平成29年度におきましては、基本計画・基本構想を設計する年としまして、来年度、早々に移転改築等の検討委員会、専門家によるこの検討委員会を立ち上げ、先にいただいている市立診療所のあり方の答申を踏まえながら検討するものでございます。

この委員につきましては、建設のための専門的な見知からの協議でありますので、市内の医師会をはじめ、医療機関の先生方、また指定管理者さらには福祉関係者等、専門的な委員を想定しており、具体的な選定人数等については、これからさらに関係機関と調整を図るものでございます。

この基本構想・基本計画に盛り込まれるものとして、新診療所等の役割、機能、さらには診療科目、病床数等の専門的な立場からの新診療所等のアウトラインを示すものでございます。

さらに翌年度、平成30年度につきましては、基本計画として、この基本構

想・基本計画で示された内容のもとに配置とか面積とか、具体的な姿を明確化するものでございます。

31年度につきましては、その基本設計をもとにし、実施設計を行い、平成32、33年度で工事を行い、34年度から供用開始を目指すものでございます。

当面、新年度予算におきまして、この経費としましては930万5,000円を計上、要求するものでございます。この中身につきましては、検討委員会の経費、さらには基本計画策定にかける経費、委託等が含まれているものでございます。

引き続き、3番目、夕張市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

介護保険法施工例の一部改正に伴い、平成29年度の介護保険料の算定にかかわる所得費用を変更するため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

その改正の内容につきましては、所得費用につきまして合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかわる特別控除額を控除した額を用いるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、4番目、夕張市介護給付費準備基金条例の一部改正についてでございます。

資料4をご覧ください。

介護保険法の改正によりまして、平成29年4月1日から新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴い、介護給付に要する事業以外にも当該基金を充てることができるようにするため、当該条例の関連情報を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、積立金の上限額を廃止するとともに、剰余金を全額積み立てることとし、また当該基金の処分事由の文言を他市の条例とも参考にしながら整備するものでございます。

次、5点目、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正の理由といたしまして、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の手数料の取扱いにつきまして、地方自治法に基づき市の収入とするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、市からの委託により指定管理者が徴収事務を行い徴収した手数料については、一旦市の収入としますが、その手数料の同額を指定管理者に委託料として支払おうとするものでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

資料2の夕張市立診療所の移転に関する件でお伺いをいたします。

移転改築についての移転時期は平成34年度供用開始を目指しますということで書かれており、それに伴うスケジュール案もこちらに掲載されていますが、地元医師会との合意形成についてはどのようになっているのでしょうか。

(保健福祉課長)

本田委員の医師会との合意形成について、お答え申し上げます。

確かにこの部分については、非常にデリケートな部分で、昨年、2度ほど医師会の皆様、そしてこちらから中心に話し合いを持ちまして、この辺については34年ということでご説明申し上げます。その中で、積極的な合意というわけではないのですが、一応、話については説明を賜ったというような形の中での、今までの経過でございます。

この辺につきましましては、さらに医師会の皆様と丁寧な説明を行いながら合意をいただけるように進めていきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

それと、今の時点ではきちんと最終的な合意は得られていないということではよろしいでしょうか。

(保健福祉課長)

今、具体的にこれからのスケジュールも説明しながら、そして協力を得なくてはならない検討委員会のこともありますので、そういう部分も含めながら説明してきております。ですから、表現的には、ちょっとニュアンス的には曖昧かと思うのですが、積極的な合意ではないのですけれども、一定の理解は得られながら進んでいると思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(高間委員)

今の質問に関連してなのですけれども、平成34年に供用開始と、目標でということなのですけれども、その後の隋北のほうには、こういう診療所というか病院がなくなるということで、こういう北のほうの医療体制というか、診療所も含めて、そういうことは検討されているのかどうかということ。

(保健福祉課長)

確かに、今の位置から移転することで、北部については医療機関がなくなるということは事実としてあります。北部の医療体制、これをいかに確保するのかというのは、新たな指定管理者共々、今後とも協議していかなくてはならない問題だと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(今川委員)

同じく、市立診療所の移転改築について、移転改築に係るスケジュールについてお聞きいたします。

移転改築検討委員会の設置を行うということでしたが、平成 29 年度のいつ頃の時期に設置することを見込んでいるのかをお聞きいたします。

(保健福祉課長)

市のほうから平成 34 年度ということを目途としておりますので、そういう作業については、すべからく早めに行おうと思っております。ですから、29 年度の上半期、それも早いうちにこういうものを設置しながら取り組んでいこうと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

続けて、この基本計画策定についてお聞きいたします。

先ほど、元金予算の部分で一部委託料が含まれるということでしたが、こちらの基本計画において、一部外部委託を行うものかなと思うのですが、こちらはどのような内容で、どういった業者を考えているのかをお聞きします。

(保健福祉課長)

基本設計の作成委託業務でございます。これは介入できる企業をプロポーザルの形、入札の形で行うような予定でございます。選定をする予定でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の市立診療所の件で、先ほどの説明の中でレントゲン技師について、今はいないというお話だったと思うのですが、今後についてがちょっとよくわからなかったもので、再度説明をお願いします。

(保健福祉課長)

平成 27 年から順次、前倒しで退職者も含めて、新たな雇用を行うということで確認しております。その前倒しで、新たな雇用等につきましては、准看護師を含め、理学療法士なり放射線技師なり、そういうものは補充という形で確認しております。

(保健福祉課主幹)

先ほど、レントゲン技師がないという話で熊谷委員からお話があったのですが、先ほど説明したのは、その他の人数の中で 2 人抜けておりました、その中の 1 名が放射線技師という説明でしたので、今現在、放射線技師の方はいらっしゃるということで、ご理解いただければと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

それで、市立診療所の今後のスケジュールのところ、先ほどから各委員のほうから質問が出ている関係で、ちょっと再度確認をさせていただきたいと思うのですが、平成 34 年度目途の供用開始という時期の明示についての、今回国、北海道及び夕張市の三者協議の中で、このスケジュールが示されたものだと思うのです。

それで、先ほど本田委員のほうから質問した内容というのが、今回 (3) ということで、移転改築に係るスケジュールがあくまでも案でございますが、29 年度から各年度の事業スケジュールが、いわゆる常任委員会で公表されたわけです。この、いわゆる年度ごとのスケジュールについても、既にご説明をいただいているのかという確認だったと思うのですが。

(保健福祉課主幹)

この 34 年度を目途にして、それから逆算するこのスケジュールにつきましては、アウトラインについては医師会のほうに説明しております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(理事)

先ほど来から、市立診療所の移転の関係でご質問いただいております。

付け加えることというのは、ちょっと話をさせていただきますが、この移転改築につきましては、新たに指定管理者が決まった 1 年ほど前から、この移転改築後の夕張における医療体制、先ほどご質問もございましたけれども、隧北地域の医療をどうするか、こういうことを新たな指定管理者だけではなくて、医師会様とかなり念密にお話をさせていただいております。

それで、昨年10月に開催された三者協議の直前でございましたけれども、医師会様ともこの移転改築の連動についてもお説明申し上げた、先ほど及川課長が話してございましたけれども、34年に向けたスケジュールについてもお話をさせていただいています。

この場を借りてということでお話をさせていただきますと、やはり夕張の医療問題というのは、財政破綻後、非常に大きないろいろな節目ごとに変った状況でございました。その中で、医師会様は今回、夕張市が考える医療の体制については、大筋で合意をしていただいたというふうな形で考えています。夕張が進めているコンパクトシティ構想、この中で拠点施設の供用開始も診療所の前に供用開始が始まるわけですが、そこを中心とした形でまちづくりを進めていくという考え方、これについても、ご同意をいただいているという形です。

ただ一方で、やはり今、清水沢地域では二つの民間の診療所、医療機関が稼働しております。お二人の先生とも地域に非常に貢献されている医療機関でございますので、これから供用開始に向けてさまざまな課題があるかと思っておりますけれども、医師会また民間の先生たちと念密に打ち合わせをし、協議をしながら供用開始に向けて、着実に歩みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(大山委員長)

理事から説明があったですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
2. 指定管理者の指定について
3. 楓公衆便所の閉鎖について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課からは、3点について報告をいたします。

一つ目は、夕張市医療給付に関する条例の一部改正について、2番目は、指

定管理者の指定について、3番目は、楓公衆便所の閉鎖についての報告をいたします。

最初に、夕張市医療給付に関する条例の一部改正について、資料1に基づき報告いたします。資料1の1をお開きください。

中程の表なのですが、2の近隣市町村の子ども医療費助成の状況の備考欄を先にご覧ください。こちらは、医療費総額から健康保険等の負担8割を除いた2割が患者自己負担という、就学前児童についての道の補助基準の内容が載っております。こちら、道補助基準における事業により、3歳から就学前までの課税世帯児童であれば自己負担を1割、それ以外、3歳未満もしくは非課税世帯の児童の自己負担が初診料の580円等で済むようになっている道の制度でございます。

事業の実施に当たりまして、北海道内全ての基礎自治体で北海道補助対象基準における給付事業及び市町村拡大実施事業を行っており、各自治体は事業実施に当たり、全道一律で北海道補助基準対象経費の50%補助を北海道から受けているところです。

しかし、本市においては財政再建団体となった平成19年度より、夕張支援として道補助基準については100%の助成を受けているところです。

上のほうになりますが、資料1の1(1)をご覧ください。

平成24年度三者協議で同意をいただき、平成25年10月診療分より、就学前児童の医療費無料化を実施し、現在3年を経過したところであります。

(2)には25年10月より実施いたしました就学前児童医療費無料化の実績の対象児童数と、これに要した費用が記載されております。こちらは北海道からの100%助成を除いたものであります。当初年間180万円程度と見込んでおりました費用は、就学前児童数、22年度実績270名ということで算定しておりましたが減少しまして、27年度は193名ということで、110万円程度で推移しております。

次に、近隣市町における子ども医療費助成の状況につきましては、記載のとおりであります。表の左側に近隣と旧産炭地ということで載せております。

この度、中学生まで医療費無料化を実施するに当たり、現在の未就学児童191名の基準を飛び越える、つまり無料化に要する医療費というのは年間552万2,000円程度で、対象児童数が表の1番下になりますが329名を想定しており、実施時期は29年度8月診療分からと考えております。

また、北海道の基準によって制度を運営しておりますので、同じく所得制限を設けておりまして、こちらの表にはないのですが、乳幼児等においては扶養親族1人給与収入の方で875万6,000円が限度額となっておりますので、こちらは児童手当の所得制限と同額でありますので、ほとんどの子

育て世帯は中学校卒業の3月末まで入院・通院とも無料化となる見込みであります。

次のページをお開きください。

条例改正の新旧対照表となります。第2条第1項第1号において乳幼児の年齢を15歳に達する日以後の最初の3月31日に改め、下のほうになります。第4条第1項第1号において、6歳を15歳に変更して給付の拡大を図るものです。

以上で、資料1の説明を終わります。

続きまして、報告事項の2番目、指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

夕張市南部コミュニティセンターにつきましては、3月末で期間満了となることから、先に建設農林課より説明した夕張市農業研修センターの指定管理者の指定と同様の公共法令、選定方法により選定をいたしました。また、昨年4月に指定管理契約を更新したほかの生活館と同様3年間の期間を指定するものとなっております。

以上で、資料2の説明を終わります。

3番目、楓公衆便所の閉鎖について報告いたします。

資料3をお開きください。

現在、本市が直接運営している公衆便所は、直接は清水沢と沼ノ沢の2施設であります。ほかに普通財産として楓、鹿の谷、紅葉山がありますが、それぞれ楓は北海道開発局による道路法第48条の17第1項に基づく道路外利便施設に関する協定で運営しております。鹿の谷はネーミングライツ収入により紅葉山は道の駅運営協議会による維持管理でご利用いただいているところです。

このうち、楓公衆便所につきましては、次のページに位置関係がございしますが、平成5年の2月15日に一般国道274号線、夕張市楓のチェーン脱着場に隣接する公衆便所として開設いたしました。その後、財政再建計画策定中の平成18年11月に一時閉鎖いたしましたが、翌年、高速道路開通前で交通量が多いことから北海道開発局による維持管理で再開し、道路外利便施設協定により10年間管理を継続していただきました。しかしながら、高速道路の開通により、交通量は激減、建設から24年が経過し、経年劣化により設備機器の故障が相次いでおりますことから、楓公衆便所については衛生的なトイレとして一般の方に施設を提供できない状況がもう目前であり、施設を閉じることとしたいと考えております。

閉鎖の時期につきましては、本委員会の説明後、利用者への正式な周知が

一定期間必要とすべきものとして、本年 3 月末とし、それまでの期間において当該施設及び駐車場での平地により、利用者周知に努めたいと考えております。

市民課からの報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

資料 2 の指定管理者の指定についてお聞きいたします。

こちらの選定理由と選定経過について、よろしく申し上げます。

(市民課長)

候補者の選定に当たっては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募によらない候補者の選定を行ったものであります。

(大山委員長)

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午後 11 時 35 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(市民課長)

申しわけありません。今、こちらの選定結果に関する経過の書類を持ってきておりませんので、後ほど報告いたします。

(大山委員長)

資料的にはできているのですね。

では、後ほどということ。

ほかにございませんか。

(今川委員)

経過については後ほどということだったのですがけれども、この指定管理の候補者を選定したことについてのご説明がまだなかったようなので、そちらをお願いします。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(市民課長)

こちらは、南部コミュニティセンターにつきましては、公募によらない候補者の選定を実施いたしました。その以前に、期間が満了するという事で、現指定管理者に今後の指定管理についてどうしたいかという意向を伺いましたところ、これからも継続してコミュニティセンターの運営をしていきたいということで、先に説明いたしました規則第 5 条第 1 項第 2 号に基づき、地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合に該当するという事で、こちら運営委員会の指定に至ったということでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(千葉委員)

済みません。楓の公衆トイレの件なのですけれども、小中学校が学校統廃合になったときに、小中学生がバス利用をしているときに、トイレに行きたくなった場合について、一定程度、ある程度の指定にトイレがあったと思うのですけれども、この楓の公衆トイレはそれに指定されていたのか、どうなのか等について、お願いいたします。

(市民課長)

そちらに関しましては、教育委員会に確認を取ってまいりまして、現在、楓、滝ノ上地区は路線バスであるということで、このトイレを指定されていないということ伺っております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「関連で一つ」と呼ぶ者あり〕

(小林委員)

説明いただきました老朽化されている今のトイレの関係ですけれども、それぞれ確認はされて今のスクールバスの関係、それがこれからの周知のあり方はされていると思うのですけれども、それと利用されていた方々の周知と、それから今後の対策の部分が、もうちょっとどのようなものがこれから想定されるのか。それをもう一度お願いしたいと思います。

(市民課長)

それでは、周知のことについて再度説明いたします。

1 番最後のページ、図面をご覧いただきたいと思います。

まず、上のほうから階段がございまして、左側に、開発局のチェーン脱着

場がございます。そちらにトイレに上がっていく階段があるのですが、そちらに開発局のほうで看板を取り付けるということでございます。そのほかにも駐車場、非常に広いので、こちらに開発局のほうは3箇所程度看板で周知するというを考えております。それから、当該施設にも囲いと看板をします。それから、道路に大きな案内標識があるのですが、そちらに関しても開発局のものでございますので、閉鎖されている旨の表示をするということです。

表示に関しましては、こちらが実際の表示、それから表示に関しましては、4月号の広報ゆうばり、それから、これからお願いするのですけれども、道の駅に、こちらから以降楓のトイレが使えなくなった旨の掲示をしていただきたいということでお願いをしに上がる。それから、事前に文書の提示をしたり、そちらのほうを考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

周知の方法をお聞きいたしました。

それと、今までの利用がこの立地から言うと大変、大型車が多いと聞いておりましたので、その部分についての今、道の駅という部分が、これから利用される部分で、これは市民課だけの課題ではないと思いますけれども、今考えられることで、大変この立地から言うと大型車、バス、それらの利用が多いという中で、道の駅の利用という部分で考えますと、なかなか大型が入りづらいという認識はされているのかどうか、その辺だけお話してください。

(市民課長)

小林委員の質問にお答えいたします。

道の駅側も非常に入りづらい状態であるのですが、トイレの利用に関しましても、現在の2分割されている状況が、非常に問題であるという意識は持っておりますので、そちらに関してはそちらのほうでご理解を含めた形で今後協議ということで認識しております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

それで、先ほど南部コミュニティセンターの指定管理の指定についてということで、資料に配付をいただいております。

それで、今回、行政常任委員会の中では、先ほども担当課長のほうからもお話ありましたように、農業研修センター、それから健康会館等々も含まれ

ておりまして、やはり 1 枚の報告案件でございますので、農業研修センターと同様の経過、理由ということではなくて、それをご記載いただいたほうがよろしいのではないかと思うのです。今回は会期終了いたしましたので、ぜひ、次回以会、この点についてご留意いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(市民課長)

申しわけございません。よこの連絡がうまく取れておりませんでした。

次回からは気をつけたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 地域公共交通について
2. 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
3. 幸福の黄色いハンカチ基金助成事業の見直しについて
4. 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
5. 幸福の黄色いハンカチ広場について
6. 地域おこし協力隊員の採用について

(大山委員長)

それでは、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(担当課長)

本日、まちづくり室長ですけれども、出張中のため(1)から(3)につきましては、主幹から説明をさせていただきます。(4)から(6)につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

(主幹)

私のほうから 1 番から 3 番までの説明をさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。

本資料につきましては、平成 28 年 12 月 20 日付けで夕鉄バス株式会社から空知生活交通（対策協議会）議長宛に、滝ノ上線の路線の廃線の申し出の書類でございます。これを踏まえまして、本協議会から夕張市の地域公共交通協議会のほうに、この申請で問題がないかという意見を求められておりまして、29 年 1 月 30 日、資料番号が別紙 5 に書いてありますけれども、ページ数

3 ページの資料ですけれども、1 月 30 日に改正された夕張市地域公共交通協議会の中で夕鉄さんが変わるスクールバスの代替の確保が見込めるということで、同意した文章でございます。これに伴いまして、29 年 4 月 1 日から滝ノ上線で登下校していた子どもたちは、スクールに変更になるということでございます。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

本計画は、平成 28 年から 32 年度までの計画でございますけれども、昨年、総合戦略の策定に伴いまして、大幅な変更をしたところでございます。今回の変更につきましては、今回の財政再生計画の変更にあわせて軽微な変更を行ったものです。主な変更点につきましては、事業計画の変更、新規事業の追加等々ありますが、今後必要な予算見込み額等のものを再生計画にあわせて記載になっております。

1 枚めくっていただきまして、新たに追加された項目ですけれども、資料ページの 5 ページの上の交通通信体系の整備の部分で、ここで J R 夕張市線の廃止に伴うことを記載しております。今後、バスによる南北軸幹線の強化ということに記載しております。主な大きな変更というのは、以上でございます。

続きまして、資料 3 をご覧ください。資料ページ 14 ページでございます。

幸福の黄色いハンカチ基金助成事業の見直しの案でございます。本事業は、平成 19 年度から市民主体的な事業に対して助成を行ってきております。この間、市と選定委員さんのほうから、本事業に関しましては、同じような事業計画が多かったり、少し同好会的な組織としての事業が目立ってきたということもあって、やはり市民に必要な、市民が成果を共有・共感できるようなものとして検討するべきとの意見をいただいていたところでございます。

今、まちづくり企画室としましては、昨年策定しました総合戦略とも連動するような形としまして、下段にあります助成対象事業の変更として、(1) から (6) までの項目を想定しまして、助成制度を新たに更改したいということでございます。

次に、助成限度額は今まで 20 万円というふうにしていましたけれども、基本的には 30 万円までにして、より市民の方々がチャレンジするものを応援するという部分も加味しております。ただ、(1) につきましては、総合戦略でも交流人口の創出ということに記載しておりますので、市民主体で定着しつつあるイベントについては、上限額を 40 万円というふうにしたいというふうに考えております。

また例年、ハンカチ基金の助成の中に、子どもたちの少年団活動がありま

す。サッカー、バスケットボール、野球、バレーなどありますけれども、こういう取り組みが助成金の採択状況に応じて、金額が申請額から大きく下回って交付されることがあったりしますので、この部分は新たに今後事業展開します体育協会のほうから助成するような事業として、そちらのほうに予算措置をしております。

今後、これらの新生事業につきましては、ある程度KPIを求めていくということと、やはり市民主体的な事業ですので、こういう取り組みとか市民の活動を幅広く周知していくという部分で、市も広報に掲載していこうというふうを考えております。

説明は以上でございます。

(担当課長)

それでは、(4)の夕張市観光施設設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現在、指定管理者に管理いただいておりますマウントレースイスキー場、ホテルマウントレースイ、それからレースイビューホテルシューパーロ、ファミリースクールひまわりの5施設につきましては、本年3月31日に指定管理期間が満了となるものであり、売却を基本として作業を進めてきたところであります。

本年2月8日、第1回臨時審議会において、元大夕張リゾート株式会社様を売却先として財産の処分について提起されたことから、その後直ちに本契約を締結したところであり、本年4月1日付けで所有権移転を行うに当たり、この度、夕張市観光施設設置条例の一部改正を行おうとするものであります。

それでは、資料4、16ページをご覧ください。

夕張市観光施設設置条例の新旧対照表であります。表の左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、第2条の名称及び位置について、別記1参照となっておりますが、20ページをご覧ください。

現行として、1の丁未風致公園施設「風美丁」から、21ページ20のファミリースクールひまわりとなっておりますが、改正案としては16のマウントレースイスキー場から20のファミリースクールひまわりを削ることといたします。

次に、16ページ第4条の開館時間について、別記2参照となっておりますが、22ページをご覧ください。

現行が別記1と同様に、1から20となっておりますが、こちらにも16のマウントレースイスキー場から20のファミリースクールひまわりを削ることといたします。

次に 17 ページの中段あたり、備考でありますけれども、現行を別表 2 マウントレースイスキー場施設料金、別表 3 マウントレースイ施設料金、別表 4 ホテルシューパロ施設料金、別表 5 ファミリースクールひまわり施設料金となっておりますが、改正案ではこれらを削ることといたします。

なお、これに伴い 24 ページから 28 ページのとおり、別記 4 から別記 10 あわせて削ることといたします。

以上が、夕張市観光施設設置条例の一部改正についてであります。この条例につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、幸福の黄色いハンカチひろばについてであります。

資料につきましては 29 ページから 31 ページとなっておりますので、ご覧ください。

幸福の黄色いハンカチひろばにつきましては、平成 27 年 11 月 30 日付けで加森観光株式会社から指定管理の延長の申し出があり、指定取り消しの後、新たな指定管理者に特定非営利活動法人ゆうばりファンタを指定し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日を指定管理期間として、指定管理を行っていただいているところであります。

指定管理者からは、平成 29 年度の営業内容について 29 ページのまだ確定ということではありませんけれども、現時点ではこのとおり運営しようと考えている旨の報告があったところであります。営業時間につきましては、本年度とほぼ同様であります。一部 7 月 1 日から 8 月 31 日については、1 時間営業時間を延長し、午後 6 時までの営業を考えているということでもあります。見学料金につきましては、本年度と同様ということでもあります。

次に、30 ページ及び 31 ページをご覧ください。

幸福の黄色いハンカチひろばは、年間平均約 1 万 5,000 人が来訪する、夕張を代表する観光施設であります。施設の崩壊から 26 年が経過し、施設の老朽化や展示物の損傷、陳腐化などが生じていることから、施設をリニューアルし、真の幸せの発信拠点として、かつては夕張に根ざした一財一果の精神や、映画「幸福の黄色いハンカチ」に描かれた夫婦愛・家族愛を伝え、来場者それぞれが幸せについて感じることでできる施設を目指すため、また施設内にある旧理容院につきましても活用し、若者にも共感できるひろばへとリニューアルすることで、夕張市の交流人口拡大に付与することを目指しており、まちづくり企画室内に幸福の黄色いハンカチ思い出ひろば再生プロジェクトを立ち上げ、国の地方創生加速化交付金を活用して、現在映画のロケにも使われた観光住宅の改修及び旧理容店の改修工事を行っているところであります。

当初の予定では、夕張国際ファンタスティック映画祭にあわせてプレオー

プンを目指しておりましたが、本館につきましては、改修工事等が終了していないことから、新年度に向け整備を現在進めているところであります。

なお、旧理容院につきましては、改修がほぼ終了いたしましたので、映画祭期間中の3月4日、1日限りではありますが、仮称として、プレオープンをし、新年度に予定している高倉健さんの好んだこだわりのコーヒーの提供にかかわるモニタリングのため、試飲モニターの募集をしたところであります。新モニターにつきましては、33名の応募があり、アンケート結果についてであります。コーヒーについてはとてもおいしい、おいしいという回答が100%でありました。建物の雰囲気については、皆さんが満足という回答でございました。そのほかにも、いろいろな意見をいただいたところであります。現在とりまとめ中ということであります。

続きまして(6)地域おこし協力隊の採用についてご説明をさせていただきます。

32ページ、資料6をご覧ください。

この度、地域おこしの支援等のため、夕張市地域おこし協力隊の募集を、この2月3日から17日において行ったところであります。

1の募集人員であります。市全体で三つの支援、4名を募集したところであります。

2の活動内容をご覧ください。AからCまでの三つの支援に分かれておりますが、Bの子ども・子育て支援及びCのNPO夕張市体育協会支援につきましては、教育委員会から報告があったものと思いますので、私からはまちづくり企画室に係るAの観光促進支援についてご報告をさせていただきます。

活動内容についてであります。記載のとおり①から④の業務で1名を募集したところであります。

3の応募資格から9の応募先及び問い合わせ先までは32ページ、33ページをご覧ください。と思えます。

募集の結果でありますけれども、観光促進支援に1名の応募があったところであり、昨日、3月6日に応募者の面接を行い、現在4月1日付けでの採用に向け、事務的な作業を取り進めているところであります。

説明は以上であります。

(大山委員長)

昼食休憩の時間に入ると思いますが、会議をこのまま継続してまいります。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

何かございますか。

(今川委員)

資料 3 の幸福の黄色いハンカチ基金助成事業の見直しについて、お聞きいたします。

もともと、助成限度額が 20 万円だったものを、多くの集客を見込める事業について 40 万円設定したということですが、この限度額を設定したときの考え方とか根拠などがありましたら、お聞かせいただければと思います。

(主幹)

今川委員の質問にお答えします。

まず、30 万円にした経過なのですけれども、皆さんからいただく申請書の内容を見ると、意外と市場規模が多い中で 20 万円ありきというような苦戦をしているというのも正直見られましたし、昨年、今川委員も出席いただいた先行型交付金の事業評価の中でも、やはり市民活動に関しては、今後支援を拡大してほしいという意見をいただいたことを記憶していますし、それが地域の力にもう少しなるような、いい取り組みも多くございますので、そこは少しそれらの申請内容を見て判断をさせていただきました。

もう一つ、40 万円とした部分に関しましては、余り大きな額を出しても、皆さんそれにあわせた事業というふうになるので、今後、今実際に行われている事業を見て、40 万円ぐらいが妥当だろうというふうに判断をしています。ただ、これは今後、総合戦略やマスタープランでも市民の自主的な活動を行政と連携して応援していくというような文言もございまして、そういう方針に基づいて、今後ここは、いろいろな変更の要素はありだということを、まちづくりとしては考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

続けてお聞きいたします。

申請者の資格なのですけれども、もともと任意団体でも可能な申請だったと思うのですけれども、その点、申請者の資格といえば任意団体でも、これまでもこれまでどおり可能という点は変わりありませんでしょうか。

(主幹)

その部分については変更ありません。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございますか。

(本田委員)

同じく、資料 3、ハンカチ基金の助成事業見直しについてお伺いをいたします。

今、今川委員の質問の中にも出ていましたが、まず 1 番の対象事業の変更の中で、1 番、多くの集客が見込まれるイベント事業というふうになっておりますが、多くの集客というのはどの程度の集客を想定していらっしゃいますか。

(主幹)

人数の上限額とか当然設けていないのですけれども、市外から交流人口を求めながら地域の魅力を発信しようとしている、そういう四季それぞれにいろいろなイベントがあります。それは、皆様も御承知だと思いますけれども、そういうような取り組みが、今後やはり地域のそういう四季の魅力を発信するのに、少し応援したいということです。人数というよりは、そういう意向を持ったイベントを応援しようという考え方でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

その点はわかりました。

あと 2 番、助成限度額の但し書きのところに、3 年以上助成を受けている場合は 1 件あたり 10 万円までというふうにあります。これまで継続して助成を受けながら事業をしてこられた市民の方の場合、これは過去にさかのぼって 3 年という判定になるのか、それとも新たな見直し後の申請から 3 年というふうにお考えなのかを教えてください。

(主幹)

本田委員の質問にお答えします。

これに関しましては、正直、まちづくりでも今答えが正直出ていないのですけれども、まず 29 年度からの事業として 3 年間としましょう。ですので、過去にやった部分を加味するという考え方は基本的にございません。それと、3 年経つと 10 万円にするというのは、排除するというよりも、そこできちんと 30 万円の事業ができる団体であれば、道ですとかさまざまな関係団体とか、一歩上の助成金の獲得もできるのではないかという思いもあって、そこは今回案としてみて、逆にいろいろな意見をいただいて、余りその 3 年間で切れてしまうという部分も想定すると、やはりどういう問題が起きるかというのが正直あって、かといってそれをずるずると余り代わり映えなく、そういうふうに義務的にやっている事業というのもどうなのだというのもあって、やはり 3 年で一つの見直しをしていくというような区切りとしては大事なの

かと。ここは正直、ご意見をいただきたいところでもあります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

ご意見をいただきたいというお話でしたが、今、主幹おっしゃったように非常に難しいところではあると思うのです。これまでも汗をかいてやってこられている市民の団体の方、たくさんいらっしゃるのですけれども、今回、例えば、対象事業の見直しによって、今まで助成が受けられてきた、対象となってきた方々が、対象外となる可能性も一つはあると思うのです。仮に、対象となったとしても、やはり3年の間にある程度その事業を軌道に乗せて、自立を目指す。もしくは今、主幹おっしゃったように、道だとか国の補助金が得られるような事業にバージョンアップしていくということが求められていると思うのですけれども、なかなか難しいのではないのかなと。

市民活動は、なかなか利益といいますか、収益を上げながら運用するというのが難しい部分が多くあると思うので、私個人的な意見としては、すぱっと切るのではなく、また見直しのタイミングから見守っていただければなど。つまり、過去の事業の採択されてきた部分は加味しないで見てあげてほしいなというふうに思います。

以上です。

(主幹)

ありがとうございました。

もう一つ、まちづくりの中で考えているのが、確かに財政破綻したときに補助金ベースをもって一度全部切ったという経過があつて、こういう自ら活動人口となってやるという部分を大切にしたいというのは、まちづくりも思っております。

ただこれが、審査によって採択される、採択されないといかということに対しても、実は疑問を持っているのが正直なところで、市に必要な事業、例えば高齢者の方の健康事業だとか取り組みなんかは、少ない助成金でもものすごい集客を得てやっているような事業って、本来やはりその部署部署できちんとこの事業を評価してほしいという思いもあつて、ここはまちづくりとして今後内部で議論していこうと。

先ほど申し上げた少年団の部分も、やはり健全な育成という大きな方針がある中で、20万円を申請しても12万円しか当たらない、そういうことをやはり誰かが真剣に考えるという意味で、今回、体育協会のほうでスポーツ振興という大枠で連携した子どもたちの環境整備という一つの事例ができましたので、こういうようなことも考えていきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

今の続きなのですけれども、先ほど3年以上、助成を受けている場合は1件あたり10万円ということで、道なんかの補助も受けられるのではないかというお話だったのですが、そういうことについて、市のほうでそういう相談に乗っていただくようなことは考えてらっしゃるのでしょうか。

(主幹)

今我々も、かなり道だとかの助成金を採択されそうな事業に関しては、まずこういう助成制度がありますというものをお渡しし、助言などしながらもう少しレベルアップする場合に、こういう助成金のほうが、例えばうちの30万円よりも道の助成金ですとなんぼまで取れますというようなことを、もう少し向き合うというか、今までは選定員さんが評価した中での採択を決定する側、交付する側ではなくて、総合戦略に書いてあるような市民の方々の活動をどうやって、より皆様実感するように手助けできるかという思いがありますので、そこは当然、単純にあとは道でやってくださいという考え方はなく、一緒に歩いていくという考え方です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

今まで応募の中で上期・下期というふうに年に2回に分けて応募していましたが、今回もこれは同様に上期・下期で各40万円なのか30万円なのか年1度でこの金額なのか、応募の仕方と教えてください。

(主幹)

高間委員の質問にお答えします。

この部分も実は決めきれてなくて、ただ事業が終わってから申請を上げるというというのが下期にあたりして、今までですと半分に分けている関係上、どちらかに上げたほうが有利みたいな作用が働いていると思うのですけれども、そうすると本来、では助成金が交付されなかった場合、それはどうなのだと、当たらなかったらそもそもできたのかとか、やはりいずいところも正直、上期・下期の中にはあって、ある程度5月ぐらいから応募して1年間を通じて、こういうことをやっていきたいのだというような、1本にするのがいいのか、もしくは2次募集みたいにしたほうがいいのかというのも、正直今悩んでいる状況です。

ただ、どちらにしても3月末に今まで応募いただいている団体に対する説明会を開催しますので、そこでの意見も参考にして、利用する側に余り不利

益のある部分ということを我々求めているわけではないので、その意見を聞いて制度構築していきたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(今川委員)

同じく、ハンカチ基金助成事業で確認だったのですけれども、指定寄附を受けている団体が利用する場合があったかと思うのですけれども、この指定寄附を受けている団体が指定の寄付金額について利用する場合というのは、対象事業や限度額というのはこれに縛られないという形の理解でよろしかったでしょうか。

(主幹)

寄附者様が団体だとかを指定した場合に関しましては、これに当たらないという考え方でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

それで先ほど、古村課長から説明いただいた関係で、幸福の黄色いハンカチの思い出ひろばの関係なのですが、建物のいわゆる工事請負契約補償の竣工日というのでしょうか、というのは3月31日なののでしょうか。

(担当課長)

本年度末の3月31日であります。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これでまちづくり企画室を終わります。

この後は昼食休憩を取りまして、午後1時15分より会議を再開いたします。

午後12時13分 休憩

午後 1時15分 再開

(大山委員長)

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど市民課より報告がありました指定管理者の指定について、資料の2でございますが、差し替えということで届いておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで市民課の熊谷課長より改めて発言がございます。

(市民課長)

市民課から資料2について、再度説明を申し上げます。

申しわけありません。ご指摘のとおり資料を差し替えいたしましたので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、指定管理者に指定する施設、候補者及び期間でございますが、夕張市南部コミュニティセンター、指定管理者の候補者といたしまして南部コミュニティセンター運営委員会(委員長 前田安幸)、指定の期間、こちらは予定でございますが、平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間を予定しております。

2番目の経過でございます。平成24年4月1日より夕張市南部コミュニティセンターの指定管理者として指定した夕張市南部コミュニティセンター運営委員会(委員長 前田安幸)の指定期間が本年3月31日で期間満了となることから、地方自治法第244条の2第6項及び夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第7条に基づき、上記の指定管理の候補者を平成29年第1回定例市議会に提案する予定であります。

3番目、候補者選定の理由について、夕張市南部コミュニティセンターは、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の第1項第5号同条例施行規則第5条第1項第2号の「地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指定する場合」に該当し、公募によらない候補者の選定を行いました。

候補者よりその後、指定申請書の提出があり、審査の結果、候補者として選定したものです。

市民課からの報告は以上です。

(大山委員長)

改めて指定管理についての説明がありましたが、いかがでしょうか。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【財務課】

1. 夕張市特別会計条例の一部改正について
2. 夕張市税条例等の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

お疲れさまです。

財務課から、まず報告事項の 1 点目、夕張市特別会計条例の一部改正について、資料 1 をお開きください。

本市特別会計である「診療所事業会計」につきましては、市立病院時代の整備事業債、職員の退職手当債の償還を市として行う会計として、平成 19 年度に設置されたものでございます。

当該記載の償還につきましては、平成 28 年度で終了したことから、今年度末をもって「診療所事業会計」を廃止することとし、以降、診療所改築事業を含め、関連する経費につきましては、「一般会計」で処理することとして、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、診療所事業会計は、これまで財政再生計画において、年次収支を示していることから、会計の廃止については、総務省の了承を得たものでございます。

また、診療所事業会計の一般財源は、全て一般会計からの操出を行っていることから、会計廃止及び一般会計の統合による一般会計の影響はないものであることを申しております。

報告 2 につきましては、税務担当課長より申し上げます。

(税務担当課長)

市税条例等の一部改正について、資料 2 によりご説明させていただきます。

記載のとおり、夕張市の再生方策に関する検討委員会の提言を踏まえ、住民税及び軽自動車税の見直し、並びに地方税法等の一部を改正する法律のうち、平成 29 年 4 月の消費税率引き上げに伴う改正内容等について消費税の引き上げ時期の延期により、法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市税条例等の関係部分を改正するものであります。

改正内容につきましては、1 点目として、市民税に係る所得割の税率を 100 分の 6.5 から 100 分の 6 に、均等割を 3,500 円から 3,000 円に。

2 点目として軽自動車税について、標準税率を基本とし、平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新車登録を受け、登録から 13 年を経過するまでの間、経過措置として適用する税率のみ、標準税率の 1.2 倍とし、自治体が独自で設定することができるものについては、他自治体を下回らないように設定するものであります。

3 点目として、軽自動車等グリーン化特例による経過措置の 1 年延長に伴う改正。

4 点目として、住宅ローン控除制度において、適用期限の延長に伴う改正。

5 点目、6 点目につきましては、平成 29 年 4 月の消費税率の引き上げ時に、

自動車所得税を廃止し、環境性能割が創設されたことに伴う改正、並びに法人税割の税率が100分の12.1から100分の8.4に引き下げることによる改正であります。

なお、消費税率の引き上げ時期の変更に伴い、変更後の引き上げ時期にあわせて施行するものであります。

7点目として、特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合の医療費控除の特例が創設されたことによる規定の追加であります。

その他、環境性能割創設等に伴う文言整理を行うものであります。

ない、関係条文を添付しておりますので、御参照願います。

以上、条例改正につきましては、次期定例会に提案を予定していることをご報告申し上げます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【上下水道課】

1. 夕張市下水道事業経営戦略策定について

(大山委員長)

それでは、次に、上下水道課より報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

上下水道課より報告いたします。

夕張市下水道事業経営戦略策定について、説明いたします。

お手元の資料の2枚目より説明いたします。

夕張市下水道事業については、現状把握、将来予測を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることによって、将来にわたり安定的に事業継続できるよう、平成29年度から10年間を計画期間とした経営戦略を策定したところであります。

策定の趣旨であります。夕張市下水道事業においては、使用料収入や施設の老朽化に対応する機器更新経費など、将来における経営環境が厳しくなるということを予想する中で、下水道サービスを持続的・安定的に供給する

ため、経営健全化に取り組み、将来における収支均衡を図ることが非常に重要となるところであります。

これまで、財政再建計画時に収支計画を策定し、使用料の改定、経費の節減、また施設の耐用年数の延伸を図る長寿命化計画を策定するなど、計画的に事業を行ってきたところであります。

そうした中、経営基盤強化などの向上に取り組むための経営戦略を策定するよう、平成26年8月に総務省より通知があったところであり、また下水道事業の高資本対策に要する経費に係る地方交付税措置とする場合、平成29年度から経営戦略を策定することが要件となっております。

夕張市下水道事業経営戦略策定の内容については、地域住民に経営状況など公表する必要があることから、本年3月中に市ホームページに掲載し、公表することとしております。

なお、配付資料には経営戦略要請までの経緯に関する説明とホームページに掲載する夕張市下水道事業経営戦略を添付しておりますので、御参照願います。

上下水道課の報告は以上で終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今、経営戦略をホームページなどで公開ということだったのですが、見られない方たちもたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方々についてはどのようにお考えですか。

(上下水道課長)

今、ホームページ等でも公表しますが、広報等も今、スペースがあれば掲載ということも今考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで上下水道課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市特別職給与条例の一部改正について

2. 夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について
3. 夕張市職員給与条例の一部改正について
4. 退職手当支給条例の一部改正について
5. 夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

ご苦労さまでございます。

総務課からは、事前に配付をしてございます資料に基づき、順次説明をしてまいります。

まず1点目から4点目につきましては、この度の財政再生計画の抜本の見直しに伴う条例の改正、または関係法令の改正に伴う改正ということが主な理由となっております。

5番目については、選挙管理委員会事務局からの報告ということになりますが、これについても関係法令の改正に伴う条例の一部改正でございます。

それでは、ページを開いていただいて資料1をご覧ください。

資料1につきましては、1ページに示してあります夕張市特別職給与条例の一部改正について、夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について、一括してその基本的な考え方をとりまとめたものでございます。

特別職の給与の条例の一部改正にあたっての背景等については(1)に記載のとおりでございます。

次に、特別職の給与の現状と改訂についてでございますが、市長、現在は設置しておりませんが、副市長、教育長の給料の月額、期末手当は現状それぞれの独自削減率をもって、市長、給料月額25万9,000円、副市長、24万9,000円、教育長23万9,000円ということで、この10年間進めてきたところであります。

一方、期末手当については、条例本則4.45月に対しまして2.45月、削減月数は2月ということでございます。

これらについて、この度の条例の改正においては、全国の市町村の最低という水準ではなくて、職員給与同様に全国都市の中の市長の給与の最低水準を基本としながら、所要の改訂を実施しようとするものでございます。

改訂では、市長は、条例本則86万2,000円の給料月額に対しまして、削減率50%、削減後の額は43万1,000円、副市長については、条例本則69万9,000円、削減率40%で42万円、教育長に関しましては、条例本則58万9,000円、

削減率 30%を用いまして 41 万 3,000 円とそれぞれ改訂しようとするものでございます。

ただ、期末手当につきましては、条例本則が 4.45 月となっておりますが、これは 10 年前の条例本則でございますので、現行は職員の期末勤勉手当については 4.3 月ということで、改訂がなされておりますので、この条例本則をまず 4.3 月にした上で、改訂を 4.3 月に行うというものでございます。

この参考の欄に、一般職の行政職(一)表、課長級の最高号俸、これは条例本則の額でございますが、記してあります。本市の 6 級の最高号俸は 85 号俸となっております、給料月額 40 万 9,400 円が最高額ということでございます。

今回の特別職の給与月額の見直しに当たっては、これを下回らない形で改訂を行うということでございまして、そういう改訂であることをご理解いただきたいと思っております。

なお、市長の強い意向によりまして、条例の改正を速やかに行いつつも、実施時期につきましては、次期市長選挙の改訂の改選の次期以降の実施となるものでございます。

次のページからは新旧の条例比較表を添付してございますので、それぞれご一読いただきたいというふうに思います。

続いて、資料 2 職員給与の見直しについてでございます。

職員給与の見直しに当たっても、これまでの背景、それと改正をしなければならぬ主な理由について(1)で述べてございます。ご一読いただければというふうに思います。

次に(2)の職員給与の現状と改定でございます。

まず、月額給料です。現状は平均、給料表の平均 15%の削減を実施しております。参考として夕張市の財政状況が明らかとなった平成 18 年 6 月以降、今日に至るまで職員給与は記載のとおり削減をもって財政再建に寄与してきたということでございますので、ご覧いただければと思います。

改訂に当たっては、現行における職員給与削減は、まず 1 ページの 1 番下の給料削減率の記載のとおり、上位級移行に比例して削減率も大きくなっているということでございます。すなわち、1 級の一般的な職員から 6 級の課長職、上位に職務が上がるにしたがって、削減率も比例して大きくなっているというのが現状でございます。したがって、今回の給与改善のポイントといたしましては、まずアとして、給料月額改善に職員が実感できる、職務に対する士気高揚が図られる削減率とするものであること。イとしまして、職務における困難さ、責任度の度合いを考慮した削減率の設定とすること。ウとしまして、将来に向けて意欲、希望が持てるよう平成 29 年度より段階的に改

善を図っていききたいということで、三つのポイントを考えてこの間、総務省と協議を行ってきたものでございます。

次のページをお開きください。

今回の改訂ではこのアからウを踏まえまして、職員の給与に当たっては、給料表に比して、29年度以降は一律9%の削減とするものでございます。

次に、期末勤勉手当の現状と改訂についてご説明いたします。

現在、市の職員の期末勤勉手当は、国家公務員に準拠する形とはなっておりますが、独自削減といたしまして、国家公務員と比較し0.8月、年間で0.8月の削減を実施しております。その中身については参考に記載のとおりでございます。

なお、月額給料と同様に、これまで財政再建に伴う形で、期末勤勉手当についても平成18年12月以降、独自削減をこのように実施してきているという経過を載せておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、改訂の中身であります。国家公務員に準拠し、平成29年度より全く国家公務員と同じ年間支給月数とするものでございます。6月、2.075月、12月、2.225月で、年間4.3月というものになるところでございます。

その他の改訂でございます。

市の住宅政策の推進と市職員の市内定住の対策を講じるために、住居手当を全道の市の水準に改めようとするものでございます。

続いて、次のページ、再任用職員の給与でございますが、一般職と同様、再任用職員についても、フルタイムの雇用ではございませんので、定数外ということになります。職員と同様に給料月額について改善を行おうというものでございます。

ちなみに、再任用職員は給料の格付けが主任の3級で位置づけておりますので、削減率は職員と同様、現行13.75%のカットということになってございます。期末勤勉手当については、条例本則によって支給額を算定しておりますので、現状、削減はございません。

したがって、再任用職員の給与の改善に当たっては、報酬月額の一部を職員同様9%のカットに改めようとするものでございます。

職員給与についても、新旧条例の比較表を添付してございますので、ご参照いただければというふうに思います。

次に、3点目の退職手当支給条例の一部改正でございます。

条例の一部改正に当たって、資料を読み上げてご説明したいと思います。

公務員の退職手当支給にあっては、退職理由や勤務年数等に応じた算定方法を用いて決定しているものでございますが、この間、国において民間企業における企業年金及び退職金の実態調査の実施と調査結果に基づく官民比較

を実施しながら「官民均衡」を図ってきたものでございます。

地方公務員の退職手当は、地方自治法第 204 条第 2 項及び第 3 項の規定によりまして、各地方公共団体の条例により定められることとされているところでございますが、地方公務員法第 24 条第 3 項では「国家公務員の制度等に準じる」こととなっております。

本市に当たっては、現行の財政再生計画を策定した際に旧財政再建計画にて記述した「市職員の退職手当」の段階的削減を一定改め、年次計画をもって国家公務員に準拠させるよう、この間、改善を行ってきたものでございますが、この度、国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ必要な改訂を実施しようとするものでございます。

主な改正内容でございます。

まず、表である退職手当基本額の改定の第 3 条普通退職の場合の退職手当基本額をご覧いただきたいと思えます。それぞれ勤続期間と基本額、退職手当の基本額について、現行と改正をそれぞれ示してあります。開いて左側が現行、右側が改正となっておりますが、これはそれぞれ国家公務員の制度改正に伴い、それと全く同様にするものでございます。

なお、その下の第 3 項第 2 項でございますが、普通退職の退職手当基本額を第 3 条で定めておきながら、なおかつ勤務年数が 1 年以上 20 年未満、19 年以下の者については、さらに第 3 条で定めた普通退職の基本額よりも下げますという中身のものでございます。

次にその下の第 4 条ですが、11 年以上 25 年未満の勤務する者の退職手当の基本額を載せたものでございます。これも国家公務員と同様に改訂を行うものでございます。

最後に第 5 条の整理退職等の場合についても同様でございます。

なお、退職手当の最高限度額については、新旧対照表に記載してございますので、ご一読いただければというふうに思えます。

最後に、資料 4、選挙管理委員会事務局、夕張市議会委員及び夕張市長選挙における選挙運動の公費負担額の改定について、ご説明をいたします。

改訂の概要でございますが、国において 3 年に一度見直される国会議員選挙等における選挙運動に係る費用の公営単価が、消費税の増税等を踏まえて平成 28 年 4 月 8 日付けをもって改訂されたことに伴い、本市が執行する市議会議員選挙及び夕張市長選挙に係る選挙運動の公費負担額の一部について、国の改定を基準として改訂しようとするものでございます。

2 として改訂する経費とその内容ですが、まず 1 点目、選挙運動用自動車の燃料費の部分でございます。自動車の借入契約の現行 1 万 5,300 円を上限 1 万 5,800 円に改訂、燃料供給契約の現行 7,350 円を上限 7,560 円にそれぞれ

改訂しようとするものでございます。

2 点目は、選挙運動用ポスターでございます。作成単価、現行 1 枚単価が 510 円 48 銭を 525 円 6 銭に改定、固定経費といたしまして、現行 12 万 6,400 円を 13 万 475 円、それぞれ改訂を行おうというものでございます。

これらの条文については、第 1 回定例審議会に提出することとなっておりますので、改めてご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、この部分についての新旧の条例の対照表を添付してございますので、ご一読いただきたいというふうに思います。

説明は以上で終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

いかがでしょうか。

ございませんか。

(議長)

お疲れさまです。

それでは、職員給与の見直しの関係で、(基本的考え方)ということで、お示しご説明をいただいたところですが、1 点、(2)の改訂のところでもう少しご説明をいただきたいと思うのですが、将来に向けての意欲・希望が持てるように平成 29 年度より段階的に改善を図り、平成 33 年度までに可能な限り削減率を圧縮するというところで、これまで財政再生計画の抜本の見直しの中でもご説明いただいていたところだと思うのですが、やはりここは、いわゆる歳入歳出の状況を見ながら、これからまだ改善の余地があるという形の受け止め方でよろしかったでしょうか。

(総務課長)

厚谷議長のご質問にお答えしたいと思います。

議長、ご承知のとおり再生方策に対する検討委員会の中での議論についてでございますけれども、職員体制については早い段階で派遣職員等に頼らない行政体制をまず確立する必要があるのではないかという議論がまずされておりまして、その早い段階というのは、やはり 29 年度から数えて、3 年以内 5 年以内がやはり早い段階ということが言えるのではないかと、この間、国と協議をしてきたという経緯がございます。

したがって、出発点を職員給与でいいますとご指摘のとおり、平均 15% から一律 9% に今回改訂をするわけでございますけれども、この条件の一つに、

やはり全国都市最低水準という条件がございまして、そこを何とかクリアするためには、やはり9%からの削減率に設定せざるを得ないというところがございます。

ただ、再生方策の検討委員会でも述べているとおり、全国都市というこの最低といえども、その対象都市が何年間にわたって独自削減を、給与の独自削減を行っているものなのか、あるいはどうしてそういう職員の給与の削減を行っているものか、その背景とかがなかなか我々の段階では詳細の状況がつかめないという中で、まずは全国都市最低水準をクリアするというところに着眼をして、9%に設定をしたということがございますので、今後は総務省からの情報提供を仰ぎながら、当然財源の確保を独自に行いながら、一定のその全国都市最低水準というのは、各年度で対象式が動きます、もちろん、そのときの状況を踏まえて、財源確保はできていれば、二度と協議はできないという状況ではございませんので、状況に応じて、必要に応じて職員給与の改善については議論をしていきたい。

ただ、基本はやはり、早い時期に体制の確保とそれを支える給与の改善というのは、検討委員会でも提言されている内容でありますので、それを十分踏まえながら、今後引き続き検討作業に着手していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟